

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J-A d v i s e r の名称】

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 2【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

発行者情報

2026年6月29日

株式会社動力
(DORYOKU Co., Ltd.)

代表取締役社長 鈴木 竜宏

愛知県安城市三河安城東町2-3-10

(0566) 91-3880 (代表)

取締役管理部長 横山 浩司

フィリップ証券株式会社

代表取締役 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

<https://www.phillip.co.jp/>

(03) 3666-2321

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社動力

<https://www.doryoku.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	1,641,852	1,096,197	1,244,814
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	62,002	△45,146	23,913
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	31,999	△49,250	22,912
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数 (株)	2,066,000	2,066,000	2,066,000
純資産額 (千円)	289,442	239,708	262,621
総資産額 (千円)	632,349	529,573	570,893
1株当たり純資産額 (円)	151.68	125.83	137.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	16.72	△25.85	12.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.7	45.3	46.0
自己資本利益率 (%)	11.6	—	9.1
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	13,235	△43,113	14,611
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△6,283	△893	△67,673
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△47,560	10,000	0
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	344,253	310,246	257,185
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	39 (5)	40 (3)	39 (3)

- (注) 1. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 第17期における自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
3. 第18期及び第16期の株価収益率については、期中での取引実績がないため記載しておりません。第17期の株価収益率は、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、従業員数には使用人兼務役員を含んでおります。また、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 【沿革】

年 月	沿 革
2008 年 12 月	愛知県蒲郡市に環境商材の販売施工を目的として株式会社スズキ太陽技術を設立
2009 年 10 月	電気工事業登録
2010 年 1 月	愛知県安城市大東町に本社を移転
2011 年 2 月	国内住宅用設置金具「瓦アンカー」「Dアンカー」を高島㈱と共同開発 国内住宅用太陽電池ラックシステム「スマートラック®」を高島㈱と共同開発
2013 年 2 月	瓦用設置金具「Power base®」を高島㈱と共同開発
2013 年 2 月	産業用野立てラックシステム「SDフレーム」を㈱ダイワと共同開発
2013 年 10 月	愛知県安城市三河安城東町に人材開発センターを開設
2013 年 11 月	I S O 9 0 0 1 認証取得
2013 年 12 月	静岡県静岡市葵区に静岡営業所を開設
2014 年 1 月	愛知県安城市三河安城東町に本社を移転
2014 年 2 月	「一般建設業」国土交通大臣許可（般-25）第 25303 号を取得
2014 年 5 月	愛知県安城市三河安城東町に蓄電池の専門工事を目的として株式会社動力を設立
2014 年 5 月	大波スレート専用金具「OSアンカー」を開発
2014 年 10 月	折板屋根用直付金具「SMAC」を開発
2014 年 11 月	折板屋根用 10 度架台「SR10」を開発
2014 年 11 月	I S O 1 4 0 0 1 認証取得
2015 年 1 月	折板屋根用 0 度架台「SR ZERO」を開発
2015 年 2 月	愛知県北名古屋市久地野権現に名古屋営業所を開設
2015 年 3 月	株式会社動力（愛知県安城市）を完全子会社化
2015 年 4 月	産業用設置金具「Dキャッチ」を開発
2015 年 8 月	東京証券取引所 T O K Y O P R O M a r k e t へ上場
2015 年 11 月	国内住宅用太陽電池ラックシステム「スマートラック®ジャイロック」を高島㈱と共同開発
2015 年 12 月	TAKグリーンサービス株式会社の株式を取得（子会社化）
2015 年 12 月	TAKグリーンサービス株式会社を株式会社動力に商号変更
2016 年 2 月	有限会社大香電工の株式を取得（子会社化）
2016 年 3 月	「三菱流通調達適合架台」を開発
2016 年 4 月	子会社 3 社（株式会社動力、有限会社大香電工及び株式会社動力）を吸収合併
2016 年 9 月	「スマートラック®ジャイロック」が 2016 グッドデザイン賞を受賞
2016 年 11 月	福岡県博多区に九州営業所移転
2016 年 11 月	産業用野立てラックシステム「Dアース」を開発
2017 年 1 月	「古物商」愛知県公安委員会許可 第 54831603800 を取得
2017 年 3 月	太陽光発電設置件数 累計 12,000 棟
2017 年 7 月	屋根リフォーム材「C/guard」取扱開始
2018 年 2 月	東京都墨田区に東京営業所を移転
2018 年 3 月	「賃貸住宅管理業者」国土交通大臣登録（第 4794 号）
2018 年 4 月	営農型太陽光発電システム架台「DアースFarm」を開発
2018 年 4 月	重ね式折板架台「beMAX」を開発
2018 年 9 月	太陽光発電の定期利用サービス「ソーラーエネカリ」サービス開始
2019 年 3 月	SMACシリーズ新製品ラインナップ追加
2019 年 3 月	太陽光発電設置棟数 累計 16,000 件

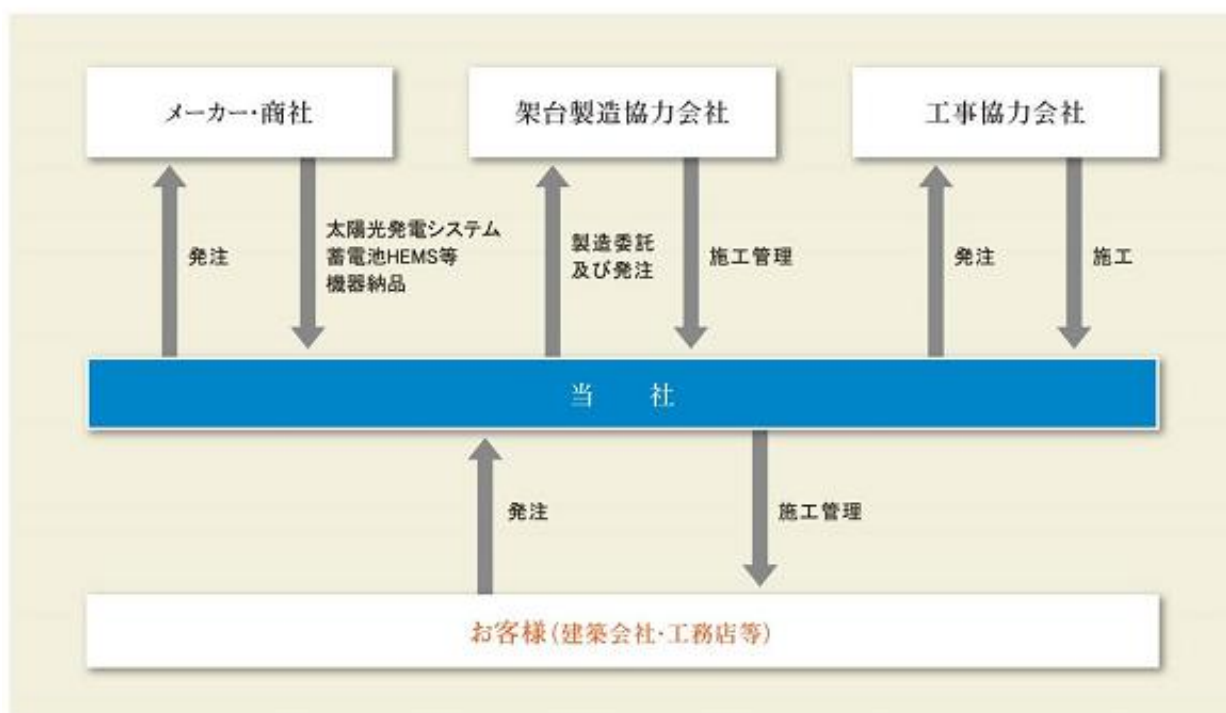
2019 年 6 月	仙台市泉区に東北営業所を移転
2020 年 6 月	太陽光パネル設置架台「らくらく置っくん」発売開始
2021 年 2 月	新型コロナ原因ウィルス滅菌装置「Virus Eliminator」発売開始
2021 年 6 月	パチンコ玉紫外線滅菌装置「ブルーレーザー」発売開始
2021 年 12 月	大規模施設向け紫外線空気清浄機「ウイルスエリミネーターPRO」発売開始
2022 年 11 月	愛知県安城市にテクニカルラボ（展示・研究施設）を開設
2023 年 3 月	国内住宅用太陽光電池 ラックレスシステム（スマートラックBK）開発
2024 年 3 月	ビル屋上設置型太陽光発電用取付架台「D-R I S E」発売
2024 年 9 月	アルミ製ハゼ式折版用掴み金具「S M A C A L」を開発・販売
2024 年 10 月	屋上水平設置型乾式基礎専用取付架台「D-F L A T」を開発
2025 年 4 月	大阪府門真市に関西営業所を開設
2025 年 7 月	アルミ製ハゼ式折版用勘合立平用掴み金具「S M A C A L Z」を開発・販売
2025 年 9 月	アルミ製重ね式折板用ラックレス金具「S M A C Z 8 8」を開発・販売

3【事業の内容】

当社は、環境商材販売、施工ならびに架台販売を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであります。事業内容をセグメント別の記載に代えて事業部門別に記載すると以下の通りであります。

(1) 環境商材販売、施工事業

環境商材販売、施工事業は、当社が愛知県・岐阜県・三重県・静岡県を中心とした地域で住宅会社・家電販売店に対して、主に住宅向けの10kw前後の太陽光発電システムの販売、施工を足場組立から太陽光発電パネル設置工事、電気工事、足場解体の作業を一括管理しております。また、太陽光発電電気工事で培ったノウハウを活かし住宅用蓄電池システム、HEMS、急速充電器など次世代ゼロエネルギー住宅に不可欠な商材の販売、施工、施工管理についても行っております。



太陽光発電の可能性を、あらゆる面で支えるために。

当社は、太陽光エネルギーの利用の普及と促進を目指し、産業用の大型太陽光発電システムから、住宅用の太陽光発電や蓄電池など、さまざまな事業を展開しています。



産業用太陽光発電

太陽光発電アレイの設計から施工・申請手続きまで、一貫してお客様のお手伝いをいたします。



住宅用太陽光発電

お客様のニーズや設置環境に最適な太陽光パネルを、最適な工法で設置いたします。



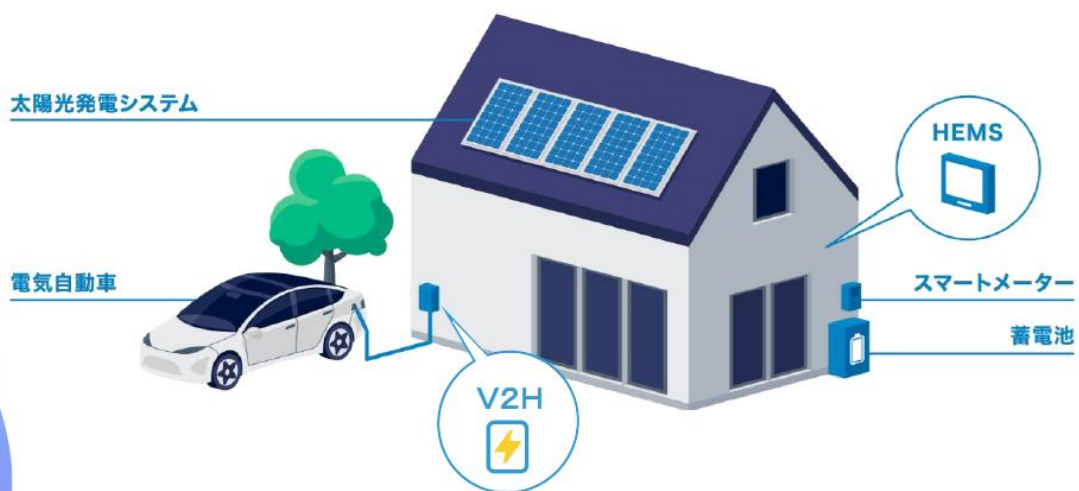
住宅用蓄電池

夜間電力を活用して電気料金を低減できる住宅用蓄電池。補助金の申請から設計・施工まで一貫してお客様のお手伝いをします。



動力は最先端のスマートアイテムを トータルプロデュース

[ゼロ・エネルギー・ハウス]



専門のスタッフが煩雑な太陽光業務をトータルサポートいたします



(2) 架台販売事業

架台販売事業は、環境商材販売、施工事業におけるパネル設置工事及び電気工事のノウハウを活かすことで、パネル設置現場における施工効率性と安全性、設置条件に左右されない汎用性に加え、短時間で住宅屋根や地上に設置することが可能となる架台の自社開発に加え、他社との共同開発を行っております。他社との共同開発によるものについては、他社が販売した数量に応じてロイヤリティ収入を得ております。自社及び共同開発した架台については、全国の商社、太陽光販売店及び電気工事店等へ販売しております。

なお、当社では「基本設計評価」「試作品評価」「量産品評価」の3段階評価により、製品の開発に取り組んでおります。



3段階評価による「株式会社動力」の製品開発の流れ



4 【関係会社の状況】

その他の関係会社である高島株式会社の状況については第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】に記載しているため、記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
39（3）	40	8	4,303

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、従業員数には使用人兼務役員を含んでおります。
また、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は臨時雇用者を除いております。
3. 当社は環境商材販売、施工ならびに架台販売を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

1. 経営方針

当社は、信頼と実力を兼ね備えた企業となるべく、企業理念を『正義と努力』とし、正しい取引や処理を誠実に実践することで社会的責任を果たし全てのステークホルダーが満足をいただき、常に挑戦することから逃げず誠実に努力を続けております。また、行動指針を『考動力』とし、一人ひとりが主体的に考えて、仲間の声に耳を傾け、チームで答えを出して、前に進むことを実践しております。

当社の事業内容は環境を改善する領域に集中しております。したがって事業を拡大することが経済・社会・環境の各種問題に直接的に貢献できるものと認識し、今後もこの領域を強固にしていまいります。また、組織・人材の育成をはかることで企業としても持続的に発展するものと考えております。

2. 経営環境及び対処すべき課題

2027年3月期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や設備投資の堅調さが期待され緩やかな回復が見込まれますが、国内外共にインフレ傾向が継続することが予想されるほか、中東情勢による原油価格の状況や不安定な各国の経済政策・為替相場など、先行き不透明な状況が続くことが想定できます。

また、当社を取り巻く事業環境は、カーボンニュートラルへの取組や電気代の高騰などの背景から社会全体として再生可能エネルギーとして太陽光発電へのシフトや蓄電池の需要増加は継続的に進むと思われれます。また、当社のメインターゲットである新築戸建て分野への設置については、当該の住宅着工戸数の減少傾向は継続していくものと思われれますが、2027年度から一定程度の住宅を供給するトップランナー事業者に対して太陽光発電システムの設置目標が明示されるため、市場拡大に向けた動きが加速するものと期待されます。

当社におきましては、2026年4月から開始しました中期計画の初年度としてこれまでの基盤強化を活かした取り組みを行ってまいります。

具体的には、下記の取組を実施してまいります。

(1) 新築戸建て住宅をターゲットとした市場への継続アプローチ

当社の主力事業として注力しています新築戸建て住宅向けの市場は、政府・地方自治体の各種政策の後押しもあり今後も設置率がますます拡大していくものと捉えており、当該市場においてこれまで作り上げてきました高品質の施工対応力を強みに、更に信頼感を向上させ当該市場へのアプローチを継続的に実施していきます。

地域戦略としては、関東においては東京営業所の埼玉への移転(2026年5月に実施：関東営業所へ名称変更)を機に、更なる施工の機能強化を実施します。主軸の中部においては既存の取引先との関係を更に深化させ拡販を進めるとともに新規得意先の開拓を継続するほか、関西・九州は新規得意先の獲得に傾注いたします。また、太陽光発電の施工のみならず当社の差別化できる設置用架台製品の販売や蓄電池の施工にも力を入れてまいります。

(2) 産業用太陽光の設置架台の拡販

当社は近年、屋根への設置を目的とした産業用太陽光発電モジュールの設置架台向け商品を次々と開発しており、引き続き商品の開発・改良に取り組むとともに、専門部署において市場の開拓・販売を継続いたします。

(3) 人材の底上げ

将来の成長機会を取り込み、事業を拡大するために必要な資源の一つとして人材の確保が重要ととらえております。当社のメインの事業となる建設業においては人材の確保が困難な状況です。

当社においては、ESGの視点を意識した魅力ある職場づくりを強化します。具体的には、従業員の良好なワークライフバランスの実現に取り組みを強化し、環境面では、当社の事業そのものが太陽光発電システムの拡販など直接的に社会の環境負荷の低減に結びつく業態であります。更に一歩進み、自社の炭素排出量の削減に取り組む等、従業員のエンゲージメントを向上させてまいります。

そのうえで、多角的な採用活動での人員の獲得や社員研修の再構築を行い、全社員が成長目標に向けて行動するなどの教育の充実をはかり、事業拡大に備えて人材の質・量の底上げを実施してまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 当社を取り巻く市場環境について

当社は、今後も需要が見込まれる太陽光発電市場に対応していくため、太陽光発電関連製品の受注、生産に積極的に取り組んでまいりますが、再生可能エネルギーの固定買取制度及び各種補助金の動向や電気事業者の方針・動向によっては、太陽光発電市場が当社の予想に反して十分に拡大せず、その場合には当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、太陽光発電市場が当社の予想どおり拡大した場合でも、競争激化に伴う販売価格の低下の内容によっては、当社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法規制について

当社は、環境商材販売、施工事業及び架台販売事業を行っており、「建設業法」、「建築基準法」、「電気工事業の業務の適正化に関する法律」等の法規制を受けており、社内管理体制の整備や各種講習会に参加して法律知識を取得する等により法令を遵守し販売、施工する努力を行っております。将来これらの法令の改正や新たな法令規制が制定され当社の事業に適用された場合、当社の事業はその制約を受けることとなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業許可の更新と事業活動の停止及び取り消し要件について

当社の環境商材施工事業は国土交通大臣の建設業許可が必要であります。事業許可は、有効期限が5年間で、事業継続には許可の更新が必要となります。当社の申請が基準に適合しない場合や、事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取り消しという行政処分が下される恐れがあります。当社では現在、これらの規制に抵触するような事由は発生していませんが、万一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権等について

当社は、自社開発または共同開発により太陽光発電システム向け架台の開発・製造を行っており出願中の特許権を含めた知的財産及び技術上のノウハウを保有しております。当社は、製品開発に際して特許侵害のないように注意を払っておりますが、特許侵害の可能性が皆無とはいえません。また、国内外の特許出願状況、認定状況によっては、当社製品及び事業に関連する特許が成立する可能性があるため、当社が他社の特許を侵害している、あるいは将来的に侵害する可能性を否定できません。他社から特許侵害の訴訟を受けた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重大事故発生のリスク

環境商材販売、施工事業においては、建築現場における安全衛生、工程管理は細心の注意を払っておりますが、人的若しくは施工物に関する重大な事故が発生した場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 製品の陳腐化について

当社は、開発部において、既存製品の改良と新製品等の開発に取り組んでおりますが、万一、当社が想定していない新技術及び新製品が普及した場合には、当社の提供する製品が陳腐化し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社製品の競合先との競争激化による製品価格の引下げは、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 品質管理について

当社は2013年11月、品質マネジメントシステム規格のISO9001の認証を取得し、万全な品質管理体制を構築、強化するとともに、製品の品質管理に細心の注意を払ってまいりました。しかし、こうした体制整備の徹底にも拘わらず、何らかの理由により当社製品に不良が発生し、当該不良を原因として顧客に重大な事故が発生する等の損害が生じた場合には、社会的信用の低下や顧客に対する損害賠償等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新規事業について

新規事業について当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、減損会計を適用し、事業用固定資産の投資の回収可能性を適時判断しております。当社は減損会計の適用により適時減損兆候の判定を行い、今後、事業環境の変化等により収益性が著しく低下した場合には、減損損失を計上する可能性があります。その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 小規模組織であること

当社は2008年12月に設立されましたが、社歴が浅く、当事業年度末日現在においても取締役6名、従業員39名（臨時雇用者数を除く）と少なく、役職員への依存度が高い傾向にあります。今後、事業拡大に伴い業務遂行体制の充実を図る予定であります。役職員の業務遂行に支障が生じたり、役職員が社外に流出した場合には、当社の業務に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定人物へ依存するリスク

当社の創業者である、代表取締役社長鈴木竜宏は、会社設立以来の最高経営責任者として、当社の経営方針や事業戦略の決定をはじめ、営業を中心とする事業推進において重要な役割を担っております。当社においては、特定人物に依存しない体制を構築すべく、人材の招聘による事業推進体制の整備や職務分掌及び職務権限規程等により権限委譲を進めており、同氏へ過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、同氏に当社の業務遂行上支障をきたす事象が生じた場合、現時点においては当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の確保、育成について

当社は、事業の拡大とともに、電気施工技術、設計の知識と経験を有する優秀な人材を継続的に確保、育成していく必要があると認識しており、こうした優秀な人材の採用と技術習得のための教育訓練に積極的に取り組んでおります。しかし、当社が必要とする技術に精通している人材の採用や育成が十分にできなかった場合には、当社の事業の拡大に制限が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 特定地域に対する依存度等について

当社は主に首都圏及び東海圏での事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社社屋及び拠点営業所の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、社屋及び設備の修繕の必要性や、事業再開のため多額の費用が発生する可能性があります。当社の財政状態または業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害等について

想定外の大規模地震・自然災害や火災等の事故災害、感染症の流行、その他の要因による社会的混乱等が発生したことにより、当社や主要取引先の事業活動の停止または事業継続に支障をきたす事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

(14) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。今後につきましてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合は、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末日現在における新株予約権は権利行使期間の終了に伴い、権利行使残数が失効しております。

(15) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。配当の実施及びその時期等については当事業年度末現在において未定であります。

(16) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を 2014 年 9 月 17 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、2014 年 11 月 6 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、当事業年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の (a) 又は (b) の場合の区分に従い、当該 (a) 又は (b) に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の (a) 又は (b) に定める場合に従い、当該 (a) 又は (b) に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の (a) 及び (b) に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないといふことが認められた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないといふと判断した場合。

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているといふことが認められた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いといふと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているといふことが認められた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないといふと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という）の状況の概要は次のとおりであります。

①経営成績の状況

当事業年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日）におけるわが国経済は、底堅く推移する企業の設備投資や個人所得の増加傾向による内需の堅調さにより、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、不安定な為替相場やインフレ圧力、米国の関税政策の動向や中東・ウクライナ情勢等の地政学的リスクもあり先行きの不透明感は増している状況となっています。

当社が大きく影響を受ける戸建住宅向け太陽光発電市場においては、戸建住宅の着工棟数は ①建築コスト増による販売価格の高騰や住宅ローン金利の上昇 ②対象外となっていた住宅の建築確認申請の義務化前の駆け込みによる反動等により減少傾向が継続しているため、新築住宅向け太陽光の設置件数も伸び悩みの傾向にあります。一方、政府の方針である「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け新築住宅における太陽光発電システムの設置は 2030 年までに 6 割を目指す方向です。そのため新築住宅の搭載率は増加傾向となっており、中長期的には市場の拡大が見込まれます。

このような環境の中、当社は、①2025 年 4 月に関西営業所を開設して営業地域を拡大し営業機会を増大させ、②広域展開する既存の取引先に対する拡販を進めるとともに新規得意先の開拓を継続しました。また、③設置用架台についてはラインナップを充実し産業用・住宅用ともに市場へのアプローチを強化しました。一方、広島を中心とした中国地方においては受注が苦戦している状況が継続していたこともあり、期中に事務所の閉鎖を実施いたしました。

このような結果、市場における新築戸建て住宅の減少の影響があったものの、売上高は 1,244,814 千円（前期比 13.6%増）、営業利益は 7,619 千円（前期は営業損失 57,368 千円）となりました。経常利益は 23,913 千円（前期は経常損失 45,146 千円）、当期純利益は 22,912 千円（前期は当期純損失 49,250 千円）となりました。

なお、当社の事業は環境商材販売、施工ならびに架台販売を主体とする環境エネルギー事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

②財政状態の状況

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 446,837 千円となり、前事業年度末に比べ 23,129 千円の減少となりました。これは主に現金及び預金の減少 53,061 千円、完成工事未収入金の増加 21,810 千円、商品及び製品の増加 9,259 千円によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 124,055 千円となり、前事業年度末に比べ 64,448 千円の増加となりました。これは主に土地の増加 65,174 千円によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 204,621 千円となり、前事業年度末に比べ 22,569 千円の増加となりました。これは主に未成工事受入金の増加 4,235 千円、賞与引当金の増加 5,851 千円、未払消費税等の増加 14,397 千円によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 103,650 千円となり、前事業年度末に比べ 4,161 千円の減少となりました。これは長期預り金の減少 4,161 千円によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 262,621 千円となり、前事業年度末に比べ 22,912 千円の増加となりました。これは当期純利益の計上による利益剰余金の増加 22,912 千円によるものであります。

当社におきましては、2026 年 4 月から開始しました中期計画の初年度としてこれまでの基盤強化を活かした取り組みを行ってまいります。具体的には、①高品質の施工対応力を強みに、新築戸建て住宅をターゲットとした市場へのアプローチを継続し、②当社の差別化できる設置用架台製品の販売や蓄電池の施工にも力を入れてまいります。また、地域戦略として③2026 年 4 月に東京営業所の埼玉への移転(関東営業所)を機に、施工の機能強化を実施します、④その他、主軸の中部営業所は既存の取引先との関係を更に深化させ拡販を進めるとともに新規得意先の開拓を継続するほか、関西・九州営業所は新規得意先の獲得に傾注いたします。また、設置用架台については継続的に開発・改良を行い、中でも産業用架台については専門部署において市場の開拓・販売を継続いたします。

以上を踏まえまして 2027 年 3 月期の見通しとしましては、売上高 1,300 百万円、営業利益 30 百万円、当期純利益 30 百万円を見込んでいます。

③キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、257,185 千円で前事業年度末と比べて 53,061 千円の減少となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 14,611 千円(前期は 43,113 千円の使用)となりました。これは主に税引前当期純利益 23,980 千円の計上、売上債権の増加額 28,460 千円、未払消費税等の増加額 14,397 千円の計上によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 67,673 千円(前期は 893 千円の使用)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 67,101 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増減はありませんでした(前期は 10,000 千円の獲得)。

④生産、受注及び販売の実績

当社は、環境商材販売、施工ならびに架台販売事業を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

a 生産実績

該当事項はありません。

b 受注実績

当事業年度における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高		受注残高	
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)	前年同期比(%)
環境商材販売、施工事業	1,086,194	107.1	62,862	95.0
合計	1,086,194	107.1	62,862	95.0

(注) 1. 架台販売事業は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。
また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

c 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比 (%)
環境商材販売、施工事業(千円)	921,599	96.8
架台販売事業(千円)	323,214	223.5
合計(千円)	1,244,814	113.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

②当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(1) 経営成績等の状況の概要①経営成績の状況、③キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

③当事業年度の財政状態の分析

「3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(1) 経営成績等の状況の概要②財政状態の状況」をご参照下さい。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当事業年度において、新事業に関する研究開発費及び新製品に関する研究開発費として、4,158千円を計上しております。

当社は単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度中に実施した設備投資等の総額は65,838千円で、内訳は主に社員用駐車場としての本社隣地の取得65,174千円であります。

当事業年度の設備投資については、架台の新商品の開発等に係る設備投資を実施しております。

2 【主要な設備の状況】

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
		機械及び装置 及び 車両運搬具	工具、器具 及び備品	土地	合計	
本社 (愛知県安城市)	本社 事務所	224	550	—	774	20（2）
	本社 駐車場	—	—	65,174 【330 m ² 】	65,174	—

(注) 1. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外数で記載しております。

2. 当社は環境商材販売、施工ならびに架台販売を主体とする環境エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 上記の他、主要な賃借をしている設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (愛知県安城市)	本社 事務所	2,336

3 【設備の新設、除却等の計画】

新設、除却の計画はございません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,934,000	2,066,000	2,066,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	5,934,000	2,066,000	2,066,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年6月29日 (注)	—	2,066,000	892	20,000	—	—

(注) 2018年6月29日開催の定時株主総会決議により、同日付で利益剰余金から892千円を資本金へ組入れております。

(6)【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	3	5	—
所有株式数(単元)	—	—	—	3,102	—	—	17,558	20,660	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	15.01	—	—	84.99	100	—

(注) 自己株式161,000株は「個人その他」に1,610単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 (自己保有株式を除く)に対する所有 株式数の割合 (%)
鈴木 竜宏	愛知県高浜市	1,564,800	82.14
高島株式会社	東京都千代田区神田駿河台2丁目2 御茶ノ水杏雲ビル13階	310,000	16.27
神原 崇之	愛知県安城市	30,000	1.58
東海共立鋼業株式会社	愛知県名古屋市南区天白町5丁目31	200	0.01
計	—	1,905,000	100.00

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式161,000株があります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 161,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,905,000	19,050	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,066,000	—	—
総株主の議決権	—	19,050	—

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社 動力	愛知県安城市 三河安城東町2丁目3番地10	161,000	—	161,000	7.79
計	—	161,000	—	161,000	7.79

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (-)	—	—	—	—
保有自己株式数	161,000	—	161,000	—

3 【配当政策】

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
最高（円）	—	—	—
最低（円）	—	—	—

(注) 1. 最高、最低の株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注) 2. 2015年9月以降について売買実績がないため記載しておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	11月	12月	2026年1月	2月	3月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高、最低の株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

(注) 2. 2015年9月以降について売買実績がないため記載しておりません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性一名 （役員のうち女性の比率一％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬 (千円)	所有 株式数 (株)
代表取締役	社長	鈴木 竜宏	1971年11月11日	1994年4月 1998年5月 2008年12月	株式会社サンリオ入社 (現 株式会社エスアンドピー) 株式会社屋根技術研究所入社 当社設立 当社 代表取締役社長就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	1,564,800
常務取締役	開発部長	神原 崇之	1973年12月7日	1996年4月 1998年4月 2010年4月 2013年4月 2014年5月 2014年5月 2021年6月 2023年4月	宮政瓦工業株式会社入社 株式会社屋根技術研究所入社 当社入社 開発部 課長 当社 開発部長 当社 取締役就任 当社 開発本部長 当社 常務取締役就任 (現任) 当社 開発部長就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	30,000
取締役	市場開発部長	芦原 清一郎	1973年9月14日	1997年4月 1999年4月 2001年9月 2004年12月 2009年4月 2012年4月 2013年4月 2015年6月 2016年4月 2017年6月 2017年6月 2020年4月 2023年4月	株式会社芦原建設入社 今泉建設株式会社入社 株式会社芦原建設入社 TAKグリーンサービス株式会社入社 同社 九州営業部長 同社 四国営業部長 同社 西日本統括部長 同社 取締役 当社 執行役員 西日本営業部統括部長 当社 取締役就任 (現任) 当社 西日本営業部統括部長 当社 東日本営業部統括部長 当社 市場開発部長就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	—
取締役	管理部長	横山 浩司	1969年5月15日	1993年4月 2009年7月 2017年10月 2020年4月 2021年6月 2023年4月	高島株式会社入社 TAKグリーンサービス株式会社 管理部長 当社 管理課長 当社 管理本部長 当社 取締役就任 (現任) 当社 管理部長就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	—
取締役	営業部長	平田 誠	1980年4月8日	2005年9月 2008年4月 2013年4月 2016年4月 2019年4月 2020年4月 2023年4月 2023年6月	株式会社モンテローザ入社 株式会社eライフ入社 TAKグリーンサービス株式会社入社 当社 名古屋営業所所長 当社 中日本営業部統括部長 当社 中・西日本営業部統括部長 当社 営業部長 (現任) 当社 取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 4	—

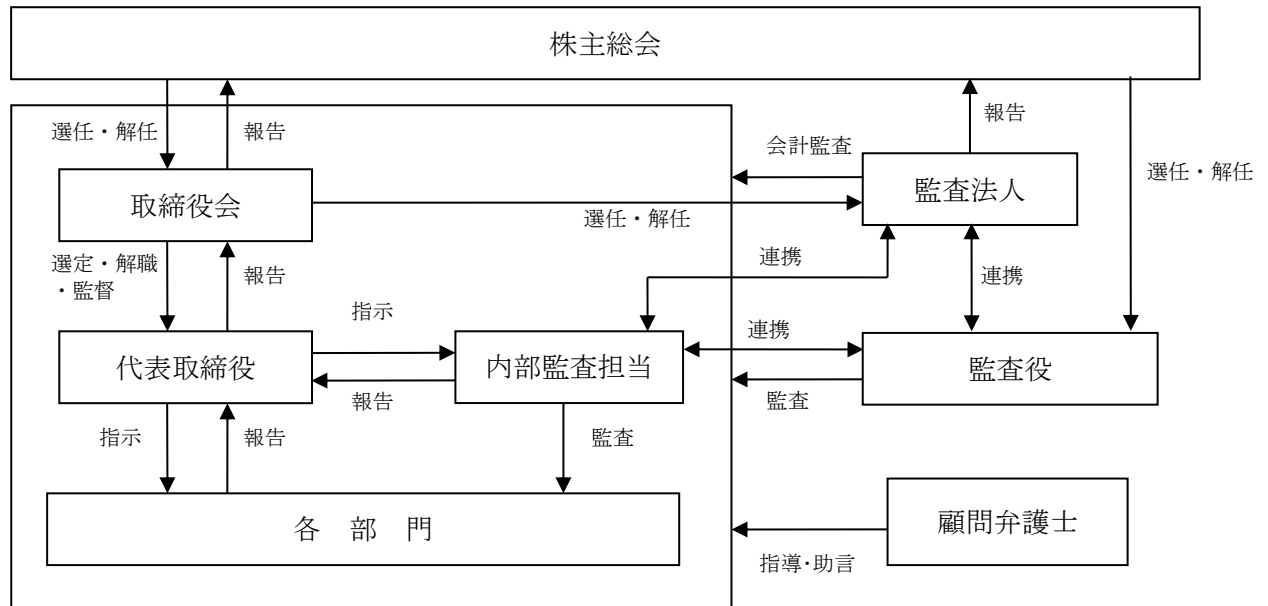
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬 (千円)	所有 株式数 (株)
取締役 (非常勤)	—	田中 仰	1968年12月10日	1991年4月 1994年4月 2008年4月 2013年4月 2018年4月 2021年4月 2022年4月 2024年4月 2025年2月 2025年11月 2026年4月 2026年6月	ボクスイ株式会社入社 高島株式会社入社 高島株式会社 四国営業所長 高島株式会社 エネルギーソリューション東京ユニットマネージャー 高島株式会社 エネルギーソリューション事業推進統括部長 兼東京ユニットマネージャー 高島株式会社 エネルギーソリューション事業推進統括部長 新エネルギー流通システム株式会社 取締役就任（現任） 高島株式会社 執行役員 エネルギー事業統括部長（現任） 株式会社サンワシステム 取締役就任（現任） 当社 社外取締役就任（現任） 株式会社DG Takashima 代表取締役就任（現任） HITエンジニアリング株式会社 取締役就任（現任）	(注) 2	—	—
監査役 (非常勤)	—	深谷 雅俊	1974年8月19日	1998年10月 2002年4月 2007年8月 2008年8月 2009年1月 2014年5月 2016年5月 2022年8月 2025年9月	監査法人伊東会計事務所入所 公認会計士登録 あずさ監査法人入所 (現 有限責任あずさ監査法人) 深谷会計事務所開設 代表者就任（現任） 株式会社買取王国 社外監査役就任 当社 社外監査役就任（現任） 株式会社買取王国 社外取締役監査等委員就任（現任） 株式会社F R C 代表取締役就任（現任） K e e P e r 技研株式会社 社外取締役監査等委員就任（現任）	(注) 3	(注) 4	—
計							44,954	1,594,800

- (注) 1. 任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期は、2025年11月の臨時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2026年3月期における役員報酬の総額は44,954千円を支給しております。
5. 田中仰氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 深谷雅俊氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下の通りです



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステーク・ホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

②会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は常勤取締役5名、非常勤取締役1名で構成されており、会社の経営上の意思決定機関として取締役会規程に則して、経営方針やその他の重要事項について審議、意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて、随時開催しております。また、監査役が取締役会に出席し、適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

ロ．監査役

当社は社外監査役を1名選任しており、取締役会への出席を含め、会社業務及び会計の監査を実施するとともに、取締役や代表取締役の業務執行を適正性及び適法性の観点から監査しております。

ハ．会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年3月期において監査を執行した公認会計士は岩村豊正氏、杉江明俊氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他1名であります。

なお当社と監査に従事する監査法人、公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部長が内部監査担当者として実施し、管理部の内部監査は、代表取締役が指名する内部監査担当者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善指示を行い、改善状況を継続的に確認しております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることと致しております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役1名及び社外監査役1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役田中仰氏は、当社の主要な取引先であり、資本関係が存在する高島株式会社の使用人であります。

社外監査役深谷雅俊氏は、当社との間には人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	41,954	41,954	—	—	5
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	3,000	3,000	—	—	1

⑧役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、田中仰氏及び深谷雅俊氏との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
7,500	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	310,246	257,185
売掛金	※ 2 19,932	※ 2 26,583
完成工事未収入金	※ 2 74,849	※ 2 96,659
未成工事支出金	34,403	31,181
商品及び製品	12,921	22,181
原材料及び貯蔵品	351	56
前渡金	—	7,253
前払費用	7,069	5,506
その他	10,992	230
貸倒引当金	△800	—
流動資産合計	469,967	446,837
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	5,161	4,648
機械及び装置（純額）	280	224
車両運搬具（純額）	0	687
工具、器具及び備品（純額）	3,398	2,916
土地	—	65,174
有形固定資産合計	※ 1 8,840	※ 1 73,651
無形固定資産		
特許権	791	541
ソフトウェア	180	120
無形固定資産合計	971	661
投資その他の資産		
投資有価証券	80	80
出資金	182	182
長期前払費用	13,116	12,375
差入保証金	※ 2 35,836	※ 2 36,495
保険積立金	383	433
その他	196	176
投資その他の資産合計	49,794	49,742
固定資産合計	59,606	124,055
資産合計	529,573	570,893

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)	
負債の部				
流動負債				
買掛金	※ 2	12,603	※ 2	12,088
工事未払金	※ 2	54,774	※ 2	53,920
短期借入金	※ 3	60,000	※ 3	60,000
未払金		4,371		4,158
未払費用		19,154		19,546
未払法人税等		441		1,068
未払消費税等		—		14,397
未成工事受入金		11,921		16,156
預り金		10,376		7,785
賞与引当金		8,148		14,000
その他		260		1,499
流動負債合計		182,052		204,621
固定負債				
長期借入金		100,000		100,000
長期預り金		7,812		3,650
固定負債合計		107,812		103,650
負債合計		289,864		308,271
純資産の部				
株主資本				
資本金		20,000		20,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		241,926		264,839
利益剰余金合計		241,926		264,839
自己株式		△22,218		△22,218
株主資本合計		239,708		262,621
純資産合計		239,708		262,621
負債純資産合計		529,573		570,893

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高	※1	1,096,197	※1	1,244,814
売上原価	※1	803,048	※1	892,340
売上総利益		293,148		352,474
販売費及び一般管理費	※2	350,517	※2	344,854
営業利益又は営業損失(△)		△57,368		7,619
営業外収益				
受取利息		231		685
受取配当金		1		1
為替差益		—		1,027
補助金収入		12,408		9,474
預り保証金精算益		—		4,161
雑収入		1,143		2,327
営業外収益合計		13,785		17,677
営業外費用				
支払利息		1,255		1,383
為替差損		307		—
営業外費用合計		1,563		1,383
経常利益又は経常損失(△)		△45,146		23,913
特別利益				
固定資産売却益		—	※3	66
新株予約権戻入益	※5	483		—
特別利益合計		483		66
特別損失				
固定資産除却損		—	※4	0
特別損失合計		—		0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		△44,663		23,980
法人税、住民税及び事業税		△960		1,068
法人税等調整額		5,547		—
法人税等合計		4,587		1,068
当期純利益又は当期純損失(△)		△49,250		22,912

【製造原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	411,305	52.5	543,259	61.1
II 労務費	37,608	4.8	39,381	4.4
III 外注費	321,299	41.0	291,507	32.8
IV 経費	12,660	1.6	14,970	1.7
当期総製造費用	782,872	100.0	889,118	100.0
期首仕掛棚卸高	54,578		34,403	
期末仕掛棚卸高	34,403		31,181	
計	803,048		892,340	

(注) 原価計算の方法は、生産形態の実態に応じて個別原価計算又は総合原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					新株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資本金	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計		
		その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
		繰越 利益剰余金					
当期首残高	20,000	291,177	291,177	△22,218	288,959	483	289,442
当期変動額							
新株予約権の失効						△483	△483
当期純損失(△)		△49,250	△49,250		△49,250		△49,250
当期変動額合計	—	△49,250	△49,250	—	△49,250	△483	△49,733
当期末残高	20,000	241,926	241,926	△22,218	239,708	—	239,708

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本 合計	
		その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計			
		繰越 利益剰余金				
当期首残高	20,000	241,926	241,926	△22,218	239,708	239,708
当期変動額						
当期純利益		22,912	22,912		22,912	22,912
当期変動額合計	—	22,912	22,912	—	22,912	22,912
当期末残高	20,000	264,839	264,839	△22,218	262,621	262,621

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△44,663	23,980
減価償却費	3,180	2,667
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	800	△800
受取利息及び受取配当金	△233	△687
支払利息	1,255	1,383
固定資産売却益	-	△66
固定資産除却損	-	0
売上債権の増減額 (△は増加)	45,364	△28,460
棚卸資産の増減額 (△は増加)	15,614	△5,742
仕入債務の増減額 (△は減少)	△17,376	△1,368
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△9,411	14,397
前渡金の増減額 (△は減少)	-	△7,253
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△21,571	4,235
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,859	5,851
その他	△6,056	7,699
小計	△35,957	15,837
利息及び配当金の受取額	189	599
利息の支払額	△1,255	△1,383
法人税等の支払額	△6,090	△441
営業活動によるキャッシュ・フロー	△43,113	14,611
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△555	△67,101
差入保証金の回収による収入	124	848
差入保証金の差入による支出	△461	△1,419
投資活動によるキャッシュ・フロー	△893	△67,673
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△90,000	0
長期借入による収入	100,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,000	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△34,006	△53,061
現金及び現金同等物の期首残高	344,253	310,246
現金及び現金同等物の期末残高	※ 310,246	※ 257,185

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）を採用しております。

商品

最終仕入原価法に基づく原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）を採用しております。

製品

先入先出法による原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）を採用しております。

原材料

先入先出法による原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（収益性が低下した場合は正味売却価額まで簿価を切り下げる方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物及び2016年4月1日以降取得した建物附属設備は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15～24年
機械及び装置	17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に対応する額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

当社は売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(未適用の会計基準)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的な修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、現時点で評価中

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)	98,780千円	60,476千円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債に関して次のものがあります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
流動資産		
売掛金及び完成工事未収入金	11,386千円	13,083千円
固定資産		
差入保証金	25,091千円	25,179千円
流動負債		
買掛金及び工事未払金	13,893千円	7,210千円

※3 当座貸越契約に係る借入金実行残高

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	480,000千円	480,000千円
借入実行残高	60,000千円	60,000千円
差引額	420,000千円	420,000千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
関係会社への売上高	78,305千円	120,278千円
関係会社からの材料仕入	66,497千円	56,659千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	47,363千円	44,954千円
給与手当	136,085千円	132,969千円
賞与	6,621千円	5,022千円
法定福利費	27,294千円	27,022千円
減価償却費	3,180千円	2,667千円
退職給付費用	1,574千円	1,585千円
賞与引当金繰入額	6,570千円	11,634千円
貸倒引当金繰入額	800千円	一千円
研究開発費	8,977千円	4,158千円
販売費及び一般管理費のおおよその割合		
販売費	65.0%	64.0%
一般管理費	35.0%	36.0%

※3 固定資産売却益の内容は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
車両運搬具	一千円	66千円

※4 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
車両運搬具	一千円	0千円

※5 新株予約権戻入益

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

新株予約権戻入益の内容は、ストック・オプションの権利失効による戻入益によるものであります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度 期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,066,000	—	—	2,066,000
合計	2,066,000	—	—	2,066,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度 期末株式数（株）
自己株式				
普通株式	161,000	—	—	161,000
合計	161,000	—	—	161,000

3. 新株予約権に関する事項

第1回、第2回新株予約権については、当事業年度中に権利行使期間が終了し消滅しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度 期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,066,000	—	—	2,066,000
合計	2,066,000	—	—	2,066,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度 期末株式数（株）
自己株式				
普通株式	161,000	—	—	161,000
合計	161,000	—	—	161,000

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	310,246千円	257,185千円
現金及び現金同等物	310,246千円	257,185千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務である買掛金等や借入金及びについては、月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「受取手形」「売掛金」「完成工事未収入金」、「買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	100,000	98,926	△1,073
負債計	100,000	98,926	△1,073

(注) 1 市場価格のない株式等は、上記表中に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2025年3月31日)
非上場株式	80

(注) 2 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金	100,000	98,449	△1,550
負債計	100,000	98,449	△1,550

(注) 1 市場価格のない株式等は、上記表中に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2026年3月31日)
非上場株式	80

(注) 2 金融商品の時価に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	310,246	—	—	—
売掛金	19,932	—	—	—
完成工事未収入金	74,849	—	—	—
合計	405,029	—	—	—

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	257,185	—	—	—
売掛金	26,583	—	—	—
完成工事未収入金	96,659	—	—	—
合計	380,428	—	—	—

(注) 4 長期借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	60,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	—	100,000	—	—	—
合計	60,000	—	100,000	—	—	—

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	60,000	—	—	—	—	—
長期借入金	—	100,000	—	—	—	—
合計	60,000	100,000	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定可能な対象となる資産又は負債に関する相場情報により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	98,926	—	98,926
負債計	—	98,926	—	98,926

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に用いたインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額と、新規に同様の発行、借入あるいは流動化を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	98,449	—	98,449
負債計	—	98,449	—	98,449

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に用いたインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額と、新規に同様の発行、借入あるいは流動化を行った場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)
 其他有価証券

前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

区分	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	80	80	—
	小計	80	80	—
合計		80	80	—

当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)

区分	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	0	0	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	80	80	—
	小計	80	80	—
合計		80	80	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職金の支給に備えるため、中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
中小企業退職金共済制度への拠出額	1,905 千円	1,915 千円

(ストック・オプション等関係)

権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
新株予約権戻入益	483 千円	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
繰延税金資産	千円	千円
減価償却超過額	6,302	374
賞与引当金	2,736	4,820
賞与引当金社会保険料	445	792
投資有価証券評価損	3,547	3,636
棚卸資産評価損	6,076	6,229
減損損失	18,017	18,471
出資金評価損	839	860
その他	—	125
税務上の繰越欠損金 (注)	19,662	15,490
繰延税金資産小計	57,626	50,801
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△37,964	△35,311
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△19,662	△15,490
評価性引当額小計	△57,626	△50,801
繰延税金資産合計	—	—

(注) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2025 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	19,662	19,662
評価性引当額	—	—	—	—	—	△19,662	△19,662
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当事業年度(2026 年 3 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	—	—	15,490	15,490
評価性引当額	—	—	—	—	—	△15,490	△15,490
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
法定実効税率		33.6%
(調整)		
住民税均等割額等	税引前当期純損失を計上 しているため、注記を省略 しております。	4.5%
評価性引当額		△33.7%
その他		0.1%
税効果適用後の法人税等の負担率		4.5%

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の予定もないため、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

項目	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
環境商材販売、施工事業	951,578 千円	921,599 千円
架台販売事業	144,618 千円	323,214 千円
外部顧客への売上高	1,096,197 千円	1,244,814 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

請負工事契約に係る収益認識については、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものではない場合には、一時点で充足される履行義務として、資産に対する支配を顧客に移転することによりその履行義務が充足される時に収益を認識することとされております。

当社における請負工事契約はこれに該当するため、顧客による完工検収が完了した時点で収益を認識しております。

一方、商品及び製品の販売においては出荷した時点で収益を認識しております。

なお、資産に対する支配とは、その資産の使用を指図し、その資産からの残りの便益のほとんどすべてを享受する能力をいいます（収益認識会計基準 37 項）。

また、代理人として行われる取引に関しましては、顧客から受け取る対価の純額で取引価格を算定しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 受取手形、売掛金、完成工事未収入金	140,146 千円	94,782 千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 受取手形、売掛金、完成工事未収入金	94,782 千円	123,243 千円
契約負債（期首残高） 未成工事受入金	33,493 千円	11,921 千円
契約負債（期末残高） 未成工事受入金	11,921 千円	16,156 千円

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 11,921 千円であります。

また、契約負債の増加額は、受注残の増加による影響であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、その主な事業として環境商材販売、施工ならびに架台販売を主体とする環境エネルギー事業を行っており、単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高について10%を超える顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高について10%を超える顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、その主な事業として環境商材販売、施工ならびに架台販売を主体とする環境エネルギー事業を行っており、単一セグメントであるため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	高島 株式会社	東京都 千代田区	3,801,270	卸売業	(被所有) (直接) 16.3	架台の 販売、 材料の仕入	架台の販売	78,305	売掛金	11,386
									完成工事 未収入金	—
							材料の仕入	66,497	買掛金	5,109
									工事 未払金	8,784
							保証金 の回収	—	差入 保証金	25,091

(注) 1. 取引条件については、一般の取引先と同等の条件によっております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	高島 株式会社	東京都 千代田区	3,801,270	卸売業	(被所有) (直接) 16.3	架台の 販売、 材料の仕入	架台の販売	120,278	売掛金	13,083
									完成工事 未収入金	—
							材料の仕入	56,659	買掛金	2,582
									工事 未払金	4,628
							保証金 の回収	—	差入 保証金	25,179

(注) 1. 取引条件については、一般の取引先と同等の条件によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	125 円 83 銭	137 円 86 銭

1 株当たり当期純利益、1 株当たり当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△25 円 85 銭	12 円 03 銭
(算定上の基礎)		
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△49,250	22,912
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 普通株株式に係る当期純損失 (△) (千円)	△49,250	22,912
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,905,000	1,905,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	—	—

(注) 当事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
なお、前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

投資有 価証券	その他 有価証券	銘柄	株式（口）数	貸借対照表 計上額（千円）
		(株)刈谷電気引込工事センター	8	80
		Anadia Futebol Clube, Fotebol-SAD	3	0
計			11	80

【有形固定資産等明細表】

有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建 物	14,052	—	—	14,052	9,404	513	4,648
機 械 及 び 装 置	36,747	—	35,331	1,416	1,191	56	224
車 両 運 搬 具	24,564	1,330	4,026	21,867	21,180	642	687
工具、器具及び備品	32,256	664	1,303	31,616	28,700	1,145	2,916
土 地	—	65,174	—	65,174	—	—	65,174
有形固定資産計	107,621	67,168	40,661	134,127	60,476	2,357	73,651
無形固定資産							
特 許 権	—	—	—	2,000	1,458	250	541
ソ フ ト ウ ェ ア	—	—	—	546	426	60	120
無形固定資産計	—	—	—	2,546	1,885	310	661
長期前払費用	13,116	932	1,673	12,375	—	—	12,375

注) 1. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

車両運搬具	車両、フォークリフト	1,330 千円
工具、器具及び備品	金型	664 千円
土地	社員駐車場	65,174 千円

2. 当期減少額の主なものは、次のとおりであります。

長期前払費用	新卒コンサルティング費用取崩	990 千円
	I S O 審査費用振替	522 千円

3. 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

4. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	60,000	60,000	1.00	—
長期借入金	100,000	100,000	0.7	2027 年 10 月

(注1) 平均利率については期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)
長期借入金	100,000	—	—	—

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	800	—	500	300	—
賞与引当金	8,148	14,000	8,148	—	14,000

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、債権の回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産

①現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	264
預金	
普通預金	256,920
合計	257,185

②売掛金

相手先	金額 (千円)
高島株式会社	13,083
株式会社たけでん	4,027
長府工産株式会社	2,749
株式会社GX force	1,898
株式会社サニックスホールディングス	1,771
その他	3,051
合計	26,583

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C) \times 100}{(A) + (B)}$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
19,932	389,192	382,541	26,583	93.5	22

③完成工事未収入金

相手先別内訳 完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

相手先	金額 (千円)
東邦瓦斯株式会社	25,036
中部電力ミライズ株式会社	12,149
ナイス株式会社	7,759
岡崎製材株式会社	6,067
津田産業株式会社	5,720
その他	39,927
合計	96,659

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C) \times 100}{(A) + (B)}$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
74,849	995,473	973,662	96,659	91.0	31

④未成工事支出金

区分	金額 (千円)
太陽光発電設備設置事業	材料費
	19,127
	外注費
	2,630
	労務費
	1,180
	経費
	327
その他	材料費
	7,916
合計	31,181

⑤商品及び製品

区分	金額 (千円)
太陽光発電設備設置事業	置っくん架台他
	22,181
その他事業	ウイルスエリミネーター
	0
合計	22,181

⑥原材料及び貯蔵品

区分		金額（千円）
太陽光発電設備設置事業	原材料及び貯蔵品	54
その他事業	ウイルスエリミネーター	1
合計		56

⑦差入保証金

相手先	金額（千円）
高島株式会社	25,179
マルシン倉庫有限会社	2,400
株式会社ウッドフレンズ	2,206
江東観光株式会社	1,249
ビレッジ開発株式会社	1,155
その他	4,305
合計	36,495

2 負債

①買掛金

相手先	金額（千円）
東海共立鋼業株式会社	3,419
高島株式会社	2,582
タカヤマ金属工業株式会社	2,102
株式会社栄住産業	910
株式会社 I T K	789
その他	2,284
合計	12,088

②工事未払金

相手先	金額（千円）
中電エナジーサービス株式会社	7,536
中部電力ミライズ株式会社	6,872
M S K 株式会社	6,355
長州産業株式会社	5,564
高島株式会社	4,628
その他	22,962
合計	53,920

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://www.doryoku.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

株式会社動力

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 岩村 豊正
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 杉江 明俊

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社動力の2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社動力の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上